

レンタル端末利用特約

本特約は、SB ペイメントサービス株式会社（以下「SBPS」といいます）が定める各種規約等（以下「原規約」という）において定めるサービスを利用する加盟店に付随して適用されるものとし、加盟店による、レンタル端末（第2条（用語の定義）で定義）の使用その他の事項について規定するものとします。なお、本特約における用語は、別に定める場合を除いて、原規約に従うものとします。

第1条 （総則）

加盟店は、レンタル端末の設置、使用および取り外しに関して、本特約の定めに従うものとします。

2. 本特約と原規約に定められた事項が異なる場合は、本特約が優先するものとします。

第2条 （用語の定義）

本特約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) レンタル端末	SBPS または SBPS の指定した第三者が提供する決済端末、その付属品および通信用 SIM 等の総称。
(2) 通信用 SIM	レンタル端末に装着の上、提供される通信用 SIM カード

第3条 （レンタル端末の利用申込）

加盟店は、SBPS に対して、SBPS 所定の方法により、レンタル端末の申し込み（以下、「利用申込」といいます）を行うものとします。

2. 利用申込をする者（以下「申込者」といいます）および加盟店は、SBPS に対し、申込日現在および本契約の有効期間中において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
 - (1) レンタル端末の利用に関する契約（以下「本契約」といいます）を締結し、また本特約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有し、本契約上の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、SBPS が申込者（加盟店）に対して強制執行可能であること。
 - (2) 本契約を締結し、これを履行することにつき、法令並びに申込者（加盟店）の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
 - (3) 本契約が、申込者（加盟店）の代表者または代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと。
 - (4) 本契約の締結および本契約に基づく義務の履行は、申込者（加盟店）に対して適用

されるすべての法令並びに申込者（加盟店）の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、申込者（加盟店）が当事者であり、または申込者（加盟店）が拘束される契約その他の書面に違反せず、また申込者（加盟店）に適用される判決、決定または命令に違反しないこと。

- (5) 本契約の締結に当たって、SBPS に提供した情報が正確であり、かつ、虚偽の内容が含まれていないこと。
 - (6) 本契約を申し込む時点において、債務超過ではなく、本契約を締結することは、詐害行為取消権の対象とはならず、申込者（加盟店）の知りうる限り、本契約について詐害行為取消権その他の異議を主張する第三者は存在しないこと。
3. SBPS は、SBPS が適格と認めた場合、加盟店に対して、レンタル端末を貸与するものとしてします。
 4. SBPS は、利用申込の内容に従って、レンタル端末を加盟店に納品するものとしてします。なお、SBPS は納品に関する業務を第三者に委託することができるものとしてします。
 5. 加盟店は、第 1 項に基づくレンタル端末利用の申し込みを撤回または取り消すことができないものとしてします。ただし、SBPS が特に認めた場合はこの限りではないものとし、この場合、SBPS は、加盟店に対して、SBPS が要した実費を請求できるものとしてします。

第4条 （端末導入費用等）

SBPS は、加盟店に対してあらかじめ、レンタル端末の導入および利用にあたって加盟店が負担する諸費用（初期費用、月額固定費を含みますがこれらに限らないものとしてします。以下「端末導入費用等」といいます）を通知するものとし、加盟店は当該費用負担を承諾のうえ、利用申込を行うものとしてします。

2. 加盟店は、端末導入費用等を、SBPS が指定する期日および方法により支払うものとしてします。
3. 加盟店が端末導入費用等を支払った場合においても、レンタル端末の所有権は、SBPS に留保され、加盟店には移転しないものとしてします。
4. SBPS は、経済情勢の変化等の理由により、端末導入費用等を変更できるものとしてします。
5. 加盟店が端末導入費用等の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から起算して支払が完了する日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとしてします。

第5条 （レンタル端末の設定、使用）

加盟店は、自己の費用および責任において、レンタル端末に付属する取扱説明書等（以下「取扱説明書等」といいます）に従って、レンタル端末の設定作業を行うものとしてします。

2. 加盟店は、善良なる管理者の注意をもって、本特約および取扱説明書等に従って、レンタル端末を使用および保管するものとしてします。なお、加盟店の責に帰すべき事由により

レンタル端末が盗難、紛失、毀損した場合に必要なすべての費用は、加盟店が負担するものとします。

3. 加盟店は、理由・名目のいかんを問わず、SBPS が認めた取扱店舗での販売目的以外で、レンタル端末を使用してはならないものとします。
4. 加盟店は、SBPS の許可なく、レンタル端末を第三者に使用させ、または譲渡・転貸・複製等をしてはならないものとします。
5. 加盟店は、レンタル端末に異常または故障が発生した場合は、すみやかに SBPS が指定した連絡先に連絡し、当該連絡先からの指示・依頼に従うことにより、レンタル端末が常に正常に稼動する状態を保つ努力を行うものとします。
6. 加盟店は、SBPS が指定した以外の者に、レンタル端末の修理または改造等をさせないものとします。
7. 前各項に定めるほか、加盟店の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、加盟店が自己の費用および責任において処理するものとし、SBPS は一切の責任を負わないものとします。

第6条 (情報登録)

レンタル端末に登録する情報の設定、変更および抹消は、SBPS または SBPS が指定する者（以下、両者を総称して「SBPS 等」といいます）が行うものとします。

2. SBPS 等が加盟店に対し、レンタル端末に登録する情報の設定操作（DLL 操作）を依頼した場合、加盟店は、当該端末の所定の操作手順により情報設定操作を行うものとします。
3. SBPS は、一定期間以上使用が確認できないレンタル端末について、セキュリティ確保の観点から、当該端末からの決済処理受付を停止、または登録情報の抹消を行うことができるものとします。

第7条 (利用の停止、終了)

SBPS は、加盟店に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに加盟店に対して、レンタル端末の返却を求めることができるものとします。

- (1) 本特約に定める義務を怠り、または違反した場合
 - (2) 加盟店契約が理由のいかんを問わず終了した場合
 - (3) その他、SBPS が不相当と認めた場合
2. SBPS は、加盟店に対して、前項によるレンタル端末の利用終了に伴う一切の損害を補償しないものとします。
 3. 加盟店は、レンタル端末の利用が終了した場合、理由のいかんを問わず、直ちに自己の費用でレンタル端末を SBPS に返却するものとします。返却できない場合は、使用できない状態にしたうえで廃棄するものとします。なお、この場合においても、SBPS は

加盟店に対して、受領済みの端末導入費用等を返金しないものとします。

4. 加盟店は、レンタル端末の利用終了後、レンタル端末の利用に関して **SBPS** 等が開示したいかなる情報も、加盟店自身または第三者のために利用してはならないものとします。

第8条 （権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、あらかじめ **SBPS** の書面による承諾がなければ、本特約に基づいて生じる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとします。

第9条 （損害賠償）

加盟店は、レンタル端末の利用にあたり、故意または過失により、**SBPS** 等に損害を与えたときは、直接の結果として現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとします。

第10条 （電子メールによる通知）

SBPS は、本規約で別に定める場合を除き、加盟店に対して行う各種通知（本規約において書面、文書により行う通知を含むものとします）を、加盟店が予め **SBPS** に届出したメールアドレス宛に電子メール（以下「通知メール」といいます）により通知することができるものとします。

2. 前項に基づき通知された通知メールは、**SBPS** の送信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなすことができるものとします。
3. **SBPS** から通知された通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合には、加盟店は直ちに **SBPS** に連絡するものとします。

第11条 （本特約の改定）

SBPS は、個別に加盟店の承認を得ることなく、本特約の内容を変更することができるものとします。

2. **SBPS** は、前項の規定により本特約を変更するときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容並びにその効力発生日を **SBPS** 所定の方法で周知し、効力発生日に本特約は変更されるものとします。

2022年9月1日 制定